

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フードバンク埼玉中央

三 代表者の氏名

小山内 大

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目十五番六号

五 定款に記載された目的

本法人は農家・農協から余剰に生産された農産物や、食品メーカーから印字ミスや発注ミスなどにより廃棄される食品、スーパーやコンビニなどから、まだ食べられるのに廃棄される食品等を寄付として受け取り、児童養護施設・障害者通所施設・生活困窮者支援施設・路上生活者・老人施設・外国人支援施設等、社会的支援を必要としている施設・団体及び個人に寄付することを目的とし、無駄に廃棄される食品の有効活用による削減と廃棄処分の費用削減等に寄与する。また緊急時及び災害時などを始め、必要に応じて衣類・生活必需品・衣料品等の寄付を行うことを目的とする。

本法人の活動は貧困や孤立など、社会的な不平等に直面している人達を一人でも多く救済し、誰もが健康で希望の持てる将来を描くことができる地域社会の実現に貢献することを目的とする。